

2019 年 3 月 7 日開催セミナー パネルディスカッション

内容につきましては正確を期すように努めておりますが、正確性を保証するものではありません。本情報の利用の結果発生するいかなる不利益に対しましてもその責任を負いませんので予めご了承願います。

モデレータ:

東南アジアの国々において、GI 保護を広げることにに関して、日本の人々の反応はどのように感じますか。

日本:

GI は単に区別するだけのマークなので、日本企業は、効果的ではないと考えています。意匠や商標のような他の知財権でさらにサポートすべきです。例えば日本には、育成者権があり、新たに開発した製品の種を保護することができます。生産者がこの権利を登録すれば、その種子は 20 年或いは 25 年間の保護期間を得られます。とても強い権利なので、GI は主旨保護と共に利用すれば効果的です。

モデレータ:

日本の弁理士の視点からはいかがでしょうか。クライアントは、ASEAN 諸国での GI について興味はあるでしょうか。

日本:

実際にはあまり興味はないでしょう。しかし、「和牛」について、面白い話があります。和牛は、とても高級な牛肉で、神戸牛等があります。昔、誰かがそのような高級な牛を米国に持って行き、渡してしまった。その後、和牛は世界中で育成されるようになった。米国、オーストラリアやアルゼンチン等、世界中に和牛の団体がある。彼らはそれぞれの和牛ー日本の牛の定義を持っている。もう遅いが、その当時和牛の使用に対して反対できなかった。おそらく、50 年前に GI 保護をしていれば、違っていただろう。今、何か行動を起こすことは難しい。しかし、一般的に、強い GI 保護は歓迎されている。

質問(インドネシア):

GI 保護は重要でしょうか。本当に政府が GI のエンフォースメントに興味があるのでしょうか。事例はありますか。

日本:

日本では、GI の保護は 3 年前からで、事例はまだありませんが、日本の農水省は第三者がしていることを取締り、もし侵害活動を見つけたら、それに対処する。しかし、

問題は、警察ではないので、権力が限定されることです。第二段階として、国際的な保護もあります。本年 1 月から EU との FTA が発効され、GI の保護について互いに認識しています。ヨーロッパでは多くの GI が保護されていますが、日本の GI もまた、認識されるでしょう。ヨーロッパで広まれば、より国際的に保護されるでしょう。

日本：

問題は、GI が単なるマークであることです。もし第三者が GI を使用した場合、GI 所有者は侵害者の使用を止めることができません。政府に伝えて、政府が認めれば、差止命令の許可をされるだけで、弱い権利です。

モデレータ：

インドネシアでは、原産地表示の保護が実施され、成功しているとのことですが、さらに説明をお願いしますか。

インドネシア：

GI 制度を実施する際の問題は、登録の要件等、他の国と似たようなものです。様々な要因や人材の要因等について、決定する必要があります。例えば、コロンビアでは、厳格なリスボン協定を利用していますが、インドネシアでは柔軟に対応することに決め、一つ或いは複数を兼ね合わせて利用することにしました。ほとんどの製品は、広範囲に生産されるので、制限することはできません。また、共有するという文化もあります。多くの GI を持っていますし、GI の使用から数年後に 3 倍の値段がついた国産品の事例もあります。しかし、もちろん、GI を使用しても何の影響もない製品もあります。GI は単なるツールであり、GI の背後にいる共通の人々が価値を作り出す最も重要なものです。その事実により、GI 製品の要件を満たせない多くの団体を知っているので、原産地表示を地域の生産者のセーフティネットとして利用しています。

モデレータ：

GI は共有の知財権ですが、管理事項については議論が必要です。GI はどのように管理されていますか。団体で、地域で或いは国で管理されていますか。

コロンビア：

幾つかの基準が存在する等、権利を取得することが一つの問題です。コロンビアでは、管理はほとんど政府で行っていますが、権利の管理には組織された共同体も積極的です。政府は、GI の管理をし、共同体が権利の取締りをして、基準に従っているかどうかをチェックします。日本では、そのような管理は難しいようですが、南米では、取締りの成功例が多いです。

インドネシア：

登録した GI を効果的にする方法は 2 つあります。一つは、共同体に GI の使用から、製品の販売促進まで全て任せる方法です。2 つ目は、インドネシアの GI を地方政府が出願し、地方政府が生産者としての権利を持ち管理する方法です。先住民の人々が所有する GI もあり、固有の協定があり、管理も彼らに任せています。

タイ：

取締りと管理は、地方レベルで行われ、各共同体はそれぞれの基準を持っています。GI 以外に、彼ら自身のブランドを持っている場合もあります。しかし、国際的に取締りが必要な場合には、GI は政府で管理されます。

ベトナム：

TRIPS 協定と TRIPS Plus があるので、成功例があります。

モデレータ：

米国はビジネスパートナーとして重要な国ですが、GI を認定せず、団体商標或いは認証マークとして認定している。ASEAN の国々では、米国において GI をどのように保護していますか。

タイ：

タイは、米国で先に登録していた他の企業にジャスミンライスの権利を失いました。その後、政府は、幾つかの国で商標としての登録を心掛け、保護することができています。

コロンビア：

米国とは FTA を締結しているので、保護の基準が既に存在し、団体商標として保護している。例えば、コロンビアで生産されたコーヒー等です。団体商標を保護するブランディングは、明確化され、米国で 100% のコロンビアコーヒーとして販売促進され、米国で販売する全てのコロンビアのコーヒー生産団体に価値を与えています。

インドネシア：

実際には、GI はブランド戦略の一部であり、米国では商標を使用するしかないので、柔軟に対応します。インドネシアでは、GI は潜在的な消費者に売り込むという課題がありますが、米国では商標として扱います。実例としては、EU で商標としてコーヒーを保護しましたが、プレミアム価値はつきませんでした。

ベトナム：

輸出用の製品には GI や団体商標を使用しますが、実際には、GI には多くの登録要件があるので、団体商標の方が GI よりも保護しやすいです。

質問(フィリピン)：

政府の証明書があれば、商標として GI は保護されると思います。コロンビアについて尋ねたいのですが、アンデス共同体理事会決定第 486 号に関する決定に対して救済策はありますか。

コロンビア：

特許庁が保護を拒絶した場合は、庁が再考するような和解を求められるように解決方法を出すべきです。或いは、それができないなら、庁が間違っている場合には、最高裁に申請します。アンデス司法裁判所は調和のためにあります。

質問(インド)：

GI は単なる名前で、製品を保護する特許や外観を保護する意匠でもない。GI は、工芸品などの外観を保護すべきと考えますか。

コロンビア：

メキシコでの例を挙げます。メスカル酒は、メキシコのある地域で生産され、GI を登録しています。しかし、別の地域でメスカルという名前を使用しています。ブランディングの目的のためにメスカル酒という名前を使用しているので、その目的を明確にするために登録の領域を広げるように求めました。GI は持っていないと市場に入れないので、ブランディングにはとても良いです。

また、GI は職人の技術にとっては素晴らしいものです。政府は、職人の技術を管理することを奨励しているので、GI を登録すればより良い保護が得られます。

インドネシア：

オーストラリアで、争ったことがあります。織物について再考するように主張しましたが、似ているブランドを持っているので、共同体に入るように求められました。しかし、インドネシアでは、その布は保護されており、似ているけれども基準が異なっていました。要件のリストをどう描くかによって変わってくるでしょう。